

同窓会会報

第 24 号

平成 7 年 3 月 1 日
静岡県三島市文教町 2
日大三島高校同窓会 発行

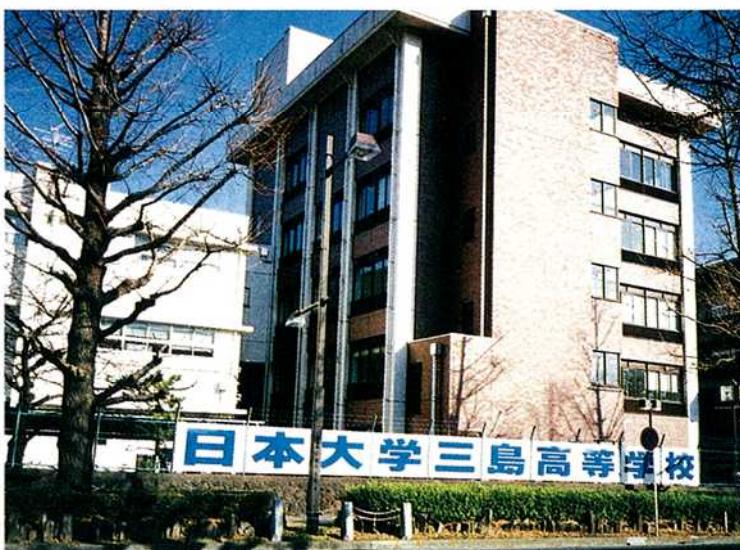


御 挨 捶

会長 高田菊平

会員の皆様方におかれましてはお変わりなく御活躍のこととお慶び申し上げます。おかげ様をもちまして、皆様方の御支援によって、当同窓会活動も年々着実な発展を続けることが出来ますこと、大変ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

さて、平成 6 年は大変厳しい経済環境の中を推移しましたが、会員の皆様方にとりましても、幾多の困難に立ち向ったことだと思います。特に昨年は早々より 1 ドル 100 円の円高の基調で推移し、その為に産業構造自体が大きく変化せざるを得ず、工場の海外移転とか、空動化現象、規制緩和、雇用調整、価格破壊、流通改革等、次から次へと変化の状況を表わす言葉が見聞されてきました。それぞれ、大変な努力を重ねられて、このような厳しい環境の中を乗り切っておられることと思いますが、今こそ現状を打破して、新たな創造をしていく時であるような気がしています。「創造は破壊から始まる」・「破壊は創造の母である」と言われますように、まさしく現在は、又日本の経済は、その中から何か新しい生き方を求めていかなくてはならない時にあるのかも知れません。



—— 校名看板できる ——

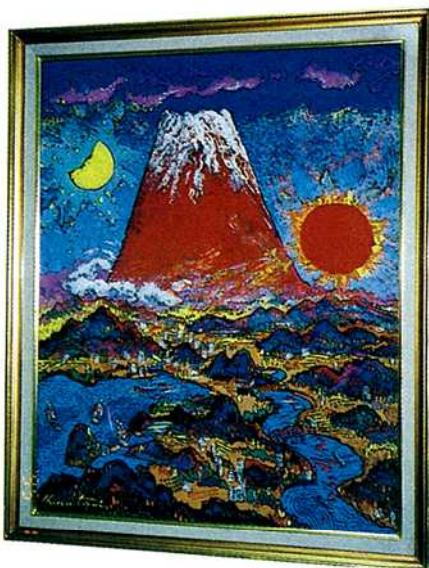
同窓会の会員の皆様方も現実に、今そういう場面に直面し、いろいろな想いを持っておられることと思います。どうか身近にいます同窓生に話しかけてみて下さい。お互いに情報を交換し合い、そしてその中から何かを見い出しが出来るかも知れません。同窓会活動をそういう場面に活用してほしいと思います。

平成 8 年の 3 月をめどとして今、会員名簿の改訂をするべく準備中であります。これに関する情報を提供していただか為に、それぞれ会員の皆様にご案内が届いておることと思いますが、ぜひ返信をしていただき、会員名簿の完成に御協力賜りますようお願い致します。又、母校では創立 50 周年記念にむけての検討を、まだ 15 年先ではありますが、開始しているとかがっております。同窓会としましても、又これに呼応して考えることを早晚始めたいと思っております。

今後共よろしく同窓会活動に御支援下さいますようお願いいたしましてご挨拶といたします。

(平成 7 年 1 月 6 日)

第 1 期生・ニューデルタ工業株式会社社長
(三島市梅名)



絹谷幸二 画伯作 油彩 30 号
「日月駿河富士山」(三島遠望)

平成元年・2年・3年・4年度
卒業生より母校に贈らる



災害への備えと地盤作り

校長 戸花時保

平成7年が明けた途端、関西地方に活断層による直下型の地震があり、五千名を越える死者が出て、被災者数も三十万人の多くの犠牲者が出て、神戸は都市機能が完全にマヒしてしまう大災害となりました。

寺田寅彦のことばに「天災は忘れた頃にやってくる」と言うことばがありますが関西地方は地震の少ない地方でしたので、大地のゆれに慣れていなかった市民の恐怖は想像にあまりあると思います。被災された方々に心からお見舞申し上げると共に、私達も心しなければならないと痛感致しました。

大規模な東海地震が起こると言われてから久しく、次第に地震に対するそなえの気分も薄れて来ているような気がしますが、大いにこの際、地震に対する対策、心構え、準備をしておかなければと思っております。

本校は全校生徒数が三千人を越える大規模校ですのでこの多人数の生徒を守っていくため、学校として出来ることは何かを、もう一度再考してみる必要があると思っております。今まで年二回の災害避難訓練や、非常食や水の備蓄や医薬品のストックをしてまいりましたが、テントとか、毛布とか、仮設用の器材とかを確保しておく必要もある様で、その他阪神大震災から学ぶところがあれば学んで備えて行きたいと思っております。

それと共に、平成7年は本校発展のいしづえの一つの年にしたいと考えております。その為に体育授業及びクラブ活動充実のための第三体育館（武道館）の建設をしますし、生徒の校舎利用の利便の為の二階建て、渡り廊下の設置と男女共学、学年進行に伴うトイレの増設、新学習指導要領に伴うコンピューター教育と英語教育充実のためのCAI教室の増設、効率のよい受験と合格率アップの為の進路指導室の整備増設などを実施する予定です。そして平成20年の本校創立50周年記念に向けてしっかりととした地盤作りをしたいと考えています。

同窓会の皆様には、本校の現状をご理解いただきまして、旧倍にましてご支援、ご援助を賜ればと存じます。

新入会員を迎える

第35期生を迎えて



富士宮支部長
秋山一雅

皆様、ご卒業おめでとうございます。思い出深い三年間を無事終えそれぞれの道に向って進まれることを喜ばしく思います。

私が三期生として母校を去って三十数年の歳月が流れましたが、今あらためて当時の事がなつかしく思い起こされます。それから長い間、諸先輩や仲間達と一緒に特に地域での活動に力を入れてまいりました。近年、変化の激しい社会情勢におきましても、会員の皆様のお力添えを頂きながら、私も会社経営にたづさわっておる次第です。多方面での各界にてご活躍の方々も数多く、輪がどんどん広がっております。いくつになっても、母校の

ことはいつも心のどこかで気にいたしております。

後輩の変わらぬ活躍を期待し、私共もまた新しい輪の広がりをご支援いたします。そして、皆様もきょうこの伝統ある日本大学三島高校の同窓会の一員として入会されるわけでありますが、この日大三島高校で三年間学べたことに自信と誇りをもって参加して下さい。

私は、日々自分自身に正直に生きることをモットーにいたしております。そして好きな言葉に「忍耐」があります。

二十一世紀を担う皆様におかれましても、御自身を大切にそれぞれの目標に向かって努力され、ご活躍されます様切に願っております。

第3期生・秋山工業専務（富士宮市浅間町）



クラス幹事

1組 志貴知彰	14組 勝又直子
2組 伊藤雅之	15組 吉樂育子
3組 荒川幹夫	16組 足立由美
4組 藤村純也	17組 渡辺文乃
5組 市野裕哉	18組 松下泰子
6組 山田信彦	19組 池邊紀子
7組 本谷公彥	20組 浅倉貴子
8組 小野克幸	21組 高木基代
9組 浅倉智	
10組 田代智彦	
11組 澤田和明	
12組 佐藤彰純	
13組 高木仁	



毎年このようにして、卒業時にクラス幹事が選ばれています。永い人生においては、このクラス仲間の存在は大きな宝となるはずです。いつしか、三島の街角で母校の話に華を咲かせることがあるでしょう。皆さん、頑張ってください。幸福を祈ります。

各支部長一覧

支部名	三島	田方	沼津	御殿場	富士	富士宮	清水	静岡	熱海	小田原
氏名	久保田光	山田守宏	今井信之	武藤康徳	西村雅幸	秋山一雅	久保田容弘	大澤貞夫	谷口俊司	川口功一
住所	駿東郡清水町柿田九	田方郡大仁町立花三一二三二	沼津市市場町一〇一	御殿場市新橋一九六七	富士市横割六一二二五	富士宮市浅間町四一一五	庵原郡富士川町石淵七八一一三	静岡市下川原一五一	熱海市上多賀九二〇一	小田原市東町四一五二〇
TEL	(〇五五九)七一一九二二	(〇五五八)七六一五〇〇二	(〇五五九)三一一七八七八	(〇五五〇)八一一二三四八	(〇五四五)六一一五一七五	(〇五四四)二六一三八四八	(〇五四二)八一一〇八八八	(〇五四二)二五九一四〇五九	(〇五六七)六八一四〇三二	(〇四六五)三四一三五三七

入会にあたり

高校時代を出発点に

35期生代表

山田信彦



長い歴史と伝統に培われた、この日大三島高校の35期という節目に入学を果たした私達も、間もなく平成6年度卒業生として、この学校を巣立とうとしています。

そして、同時に、はれて本校同窓会第35期生として、入会させて戴くことになりました。

私達は在学の間、学業に邁進し、思い出深く厚い友情を交わし、部活動をはじめ、多くの分野で活躍すると共に、全身で青春を謳歌し、実り多き日々を送ることができました。そんな中に、昨年七月にTBSのテレビ番組「金曜テレビの星・我が母校が最高!卒業スター&高校生・汗と涙と青春の王座決定戦」において、見事に優勝

をおさめることができました。私もこの番組に携わった一人として、改めて本校の伝統の深さや校風の良さを実感しました。また、出演して下さった轟二郎さん、船越栄一郎さん、勝俣州和さんをはじめとする先輩方が、多方面において様々なご活躍をされていることも、本校の素晴らしい証明であり、私達の大きな励みでもあります。

日大三島高校は県内一大きな学校ですが、様々な個性や能力を持った人達が大勢集まっており、そういった生徒が自己の目標に向かい努力し、新たなる歴史を築き、全国にまで、その名を轟かせています。そのような環境の中で学ばせて頂いた三年間には、自己の無限の可能性への挑戦で多くの経験や思い出を作ることができました。

私達は今、この多くの宝を胸に、本校を卒業し、それぞれ自分の決めた道を一歩一歩進み始めようとしています。これからの方の道のりには、高校時代とは比べようもない大きな壁にぶつかることもありますと想いますが、そんな時こそ、本校で培った全ての力をフルに發揮した上で、さらにもう一歩努力し、「流石、日大三島高校の卒業生だ!」といわれるような人材に成長して行きたいと思いますので、先輩方の暖かいご指導とご支援のほどをよろしくお願い致します。

同窓会入会式

平成7年2月25日



高田菊平会長挨拶



新入会員代表挨拶

山田信彦君

— 記念講演 —

前名人

米長邦雄氏

テーマ

「女神に
好かれる十二条」

同窓会より

大野雅弘君・瀬戸口由樹さんに 奨学金がおくられる

同窓会は、表彰規定にもとづき、大野雅弘君と瀬戸口由樹さんに奨学金（5万円ずつ）をおくることになりました。この奨学金は母校在学中において、学業成績・人物・自治活動・健康等に優れ、有為な人物として校長より推薦された人におくられます。そして今年はこの二人におくられます。二人の活躍を同窓会として大いに期待します。頑張ってください。



大野雅弘君



瀬戸口由樹さん

同窓会より

放送部に

奨励金がおくられる

今年もまた、文部大臣賞を受賞した放送部に対し、同窓会は表彰規定にもとづき、奨励金（10万円）をおくることになりました。放送部が文部大臣賞を受賞するのはこれで9度目になります。神田勝先生を中心として、日々の着実な勉強と努力の成果であることはいうまでもありません。放送部のさらなる発展と活躍を期待します。



— 文部大臣賞のメンバー —

神田勝先生・山本貴明君・山本達夫君・
高遠徹二君・浅倉貴子さん・葛原志保先生

同窓会総会

平成6年10月19日
於：田代パレス

左・静岡支部長
大澤貞夫氏挨拶



右・多くの同窓が集まり
にぎやかなひと時を
過ごす。



幹事会

平成6年6月22日
10月1日
平成7年2月7日



於：田代パレス

平成7年2月7日

平成6年度は3回の幹
事会が開かれた。同窓会
活動の事業計画が慎重に
協議されている。

テニス部男子・全国大会へ

テニス部男子は東海地区予選において2年ぶり3回目の優勝を飾った。この結果、平成7年3月22日から北九州プリンスホテルテニスセンターでおこなわれる、全国選抜高等学校選手権大会への出場が決まった。



(出場メンバー)

藤井敬樹先生(兼監督)・上野山祐城君・野田憲市君・
天野雄一郎君・松本 剛君・内田傑之君・石浦純一君・
伊藤輝明君(マネージャー)

立光隼人先生

定年によって退職される



恩師、立光隼人先生は、平成6年7月21日付をもってめでたく定年退職されました。先生は、昭和35年4月1日、日大高校より母校に転任されました。先生は社会科(世界史・日本史)を担当され、大きな声での情熱的な授業は、多くの生徒たちを魅了しました。また、山岳部・写真部・野球部・陸上競技部の顧問もつとめ、その力あふれる指導力と趣味の広さを生徒たちに見せてくださいました。先生は歩くことが大好きで、山はもちろんのこと三島の街をゆったりと歩かれています。心ゆたかな先生の人柄が現れています。先生の新たなる人生に幸多いことを、同窓生一同心よりお祈りいたします。

平成6年度事業報告

- 1 総会 10月19日 田代パレス
 - (1)会長挨拶
 - (2)母校校長挨拶
 - (3)議事(事業報告・決算報告・事業計画・予算・名簿発行・会費値上)
 - (4)懇談会
- 2 幹事会(全て田代パレス)
 - (1)6月22日 名簿発行・終身会費改定の件
 - (2)10月1日 総会・名簿発行の件
 - (3)2月7日 入会式・会報発行・表彰の件
- 3 事業
 - (1)2月25日 第35期生入会式 母校8号館
記念講演 棋士(前名人) 米長邦雄氏
テーマ「女神に好かれる十二条」
 - (2)3月1日 同窓会会報第24号発行
- 4 支部
 - (1)三島 7月8日 田代パレス
1月12日 ジュン(新年会)
 - (2)田方 10月8日 源氏(大仁)
 - (3)静岡 次項の支部長よりの報告を参照
 - (4)沼津 6月15日 沼津キャッスルホテル

支 部 だ よ り

静岡

—再スタート—

支部長 大澤貞夫(1期)

本部から支部活性化の強い要望によって、昨年2月静岡グランドホテル中島屋において会員133名、来賓7名の出席を賜り、再出発の設立総会を開催した。開催に当たり、まず執行部固めをしていくなかで、会の目的を異業種交流会として全面的にうちだしていくこうということで再スタートをしたわけです。卒業生のなかには、素晴らしい活躍をしている先輩後輩が名を連ね、はじめて同窓生であることを知った人達が多かったわけです。これから縦のつながりが強化されて行けば、日大健児の知名度も高まって行くものと思いますし、そうしなくてはならないと考えております。

本年度の事業は下記のとおりで、基礎固めの1年目、その目的は達成されたものと思っております。2年目を迎える本年は会員相互の絆をいかに強めていくか、支部活動の重要な課題と思っております。

なお、静岡支部（愛称・静桜俱楽部）の事務局は「アクロス辻源 054-253-0026」です。

—平成6年度実施事業—

1) 設立総会

平成6年2月22日 静岡グランドホテル中島屋

2) 執行部懇親ゴルフコンペ

平成6年6月8日 朝霧カントリークラブ

3) ビアガーデンパーティー

平成6年7月8日 新静岡センター

4) また集まろう会

平成6年11月11日 日興会館

講演「フォーマルフェアのTPO」

講師 3期生 辻 韶彦氏



—静岡総会風景—

沼津

支部長 今井信之(1期)



沼津支部総会を6月15日(金)に沼津キャッスルホテルにて開催にこぎつけ大葬礼以後途絶えていた支部総会を開く事が出来た事に幹事の皆様の努力に感謝するしだいです。

同窓会を開催する事によって同窓会の意義が分かって来る様に思われます。日大三島高校の卒業生が約3万7千人、ちょっと都合良く考えて見ると沼津出身の卒業生が約1万人近い人が我々の身近に居ると思われます。

沼津の人口が約21万人、21人の子供、老人を含めた人に会うと1人は日大三島高校の同窓生と言うことになります。実際には違うと思いますが、すごいことですね。

同窓会とは各学年、クラス、クラブといろいろの同窓会が有りますが、漠然とした支部総会ではありますが、社会に出て見て高校の3年間の学園生活で幅の広い年代の人々と交流を持つことが出来る事は、地域社会の中で有利な事と思います。

総会では136人の会員の方々が出席され、名刺の交換、ビンゴゲーム、ジャンケンゲームと幹事の持ち寄った景品を奪い合い和やかな内に会も盛り上がり再会を誓いました。

同窓会活動の中で在校生のクラブ活動（野球）の活躍が、非常に役に立つように思われます。学間にクラブ活動に均衡のとれた学園が良い学校だと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

熱海

支部長 谷口俊司(2期)

熱海支部総会を、平成7年3月下旬に開くつもりです。詳細についてはまだお知らせしますので、熱海支部の皆さんよろしくお願ひいたします。また、いつものことながら桜樹会（母校出身の熱海市役所勤務52名）を開いています。まずは平成6年7月8日にアユウ・ボーワンにて、さらに平成7年1月12日に英國亭にて開きました。いつも思うことですが、同窓の仲間が日常生活の中に存在することは、人生における最大の幸福であります。日常の現実に、ひとつの夢を咲かせてくれるのが同窓の仲間であると考えます。

三島

支部長 久保田 光(1期)



三島支部では昨年戸花校長をはじめ高田会長、各地区の役員の方々を加えてご多忙の中総会を開催させていただきました。楽しいひとときを過ごす中、出席者の色々な話を耳にし感じたことを私なりに二、三紹介させていただきます。

まず第一に本校が私学の中で目指す方向について戸花校長は、学力の向上と地域への密度を深め、県内での地位を築き、加えて付属校の中でも最も優れた学校にしようと決意を述べられました。私学が生き残れるのも傑出した人材の誕生にあります。今後に期待し、更に母校に対する思いを熱くした次第です。

第二に、バブル経済が崩壊し経済不況の中で誰に我が身の話ををしてよいやら見当たらないのが現状です。しかしながら今回の出席者の皆さんがある程度話している姿を見る時、同窓会ならではの風景であったと改めて感じた次第です。

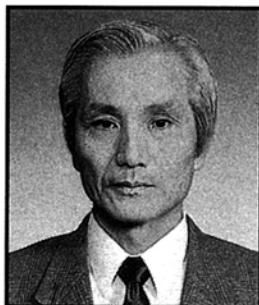
第三に我々は、これからどう生きて行くのか、また、長寿社会を目前に控えて我々は何をなすべきかを考える時代が到来します。その時に色々な職種をもった方々が身の回りに存在するこの同窓会は、時代の要求を確実にとらえ、新しい感覚で生きられる人生を享受できるものであります。同窓会が更に発展し有意義なものになることを節に希望したのであります。

田方

支部長 山田 守 宏(3期)



田方支部では平成6年10月8日(土)に、田京の「源氏」において支部会をもちました。年に一度は顔を合わせようということで、やはり同窓生である「源氏」に集まるようになっています。二次会もやはり同窓の先輩である大仁の「白バラ」に移って、にぎやかなひと時を過ごしました。毎年決まったようなメンバーの中に、めずらしい同窓が来てくれるのは、大変に喜ばしいことです。秋の一夜に時を忘れて語り合いました。次は、平成7年5月ごろにでも集まろうと思っています。田方支部の皆さん、どうか、年に一度は顔を合わせましょう。

[訃報]**勝村明夫先生
ご逝去**

平成7年2月21日、母校教諭の勝村明夫先生が入院先の病院で急逝されました。

先生は、昭和38年8月25日付をもって母校に奉職されました。先生は理科(化学)の教鞭を執られ、自信にあふれた知識力をもって、生徒たちを導いてこられました。また校務においては保健衛生部副主任、部活動では囲碁将棋部の顧問をつとめられ、昭和63年には全国大会出場もされました。最近では教科において理科主任をつとめておられました。

先生のご冥福を心からお祈り申し上げます。

[訃報]**宮坂和男先生
ご逝去**

平成7年2月2日、午前1時50分、母校教諭の宮坂和男先生が入院先の病院で胃癌のためご逝去されました。

先生は、昭和42年4月1日、母校の機械科に奉職されました。その後、社会(地理)の教鞭をも執り、力あふれる授業を展開されました。また、テニス部顧問・監督をもながくつとめられ、全国大会出場という輝かしい歴史ものござりました。さらにまた、静岡県高体連テニス協会の東部支部長もつとめられ、静岡県のテニス協会の発展と、スポーツを通しての青少年の育成に、強い情熱をそそがれました。

先生のご冥福を心からお祈り申し上げます。

右写真

田方支部会

平成6年10月8日

田京「源氏」にて



日本大学三島高等学校

同窓会規約

第十四条

ならびに常任幹事によつて構成され、必要により幹事会にか
えることができる。
幹事会は本会運営上、必要と認めた場合に臨時に特別の機関
を設けることができる。

第三節 支部会

本会は各地区に支部会を設け、本会の目的達成の推進を図る。

支部の運営については、本規約に準じ細則は各支部によるものとする。

第一章 総則

第一条 本会は日本大学三島高等学校同窓会と称する。

第二条 本会の事務所は、これを日本大学三島高等学校内に置く。

第三条 本会会員は、日本大学三島高等学校の卒業生をもつて正会員とし、現教職員および元教職員をもつて特別会員とする。

第四条 本会は、母校建学の精神にのつとり会員相互の親睦と融和を図り、母校の発展興隆に寄与することをもつて目的とする。

第五条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

第六条 本会は、事業遂行のため左記の機関を置く。

一、総会 二、幹事会 三、支部会 四、事務局

五、編集委員会

第六章 機関

第一節 総会

第七条 総会は本会運営の最高決議機関である。総会の議事は出席会員の過半数をもつてこれを決する。

第八条 但し、必要により各支部を代表する支部長をもつて、総会の決議にかえることができる。

第九条 総会は本会運営についての立案実行の一切の事務を幹事会に委嘱する。

第十一条 総会は四月一日より翌年三月三十一日までの年度一回、会長がこれを召集し、幹事会、会計監査の所管事項の報告をうける。但し、緊急を要する事項に關し、会長が認めた時、又は会員多数の要求があつた場合、会長は臨時に召集しなければならない。

第十二条 幹事会の運営機関として左記の事項を立案し総会の承認を経たのちこれを実行する。

第十三条 一、予算・決算に関する事。

二、事業計画に関する事。

三、会則の改廃に関する事。

四、その他、第五条によつて必要と認めた事項。

第十四条 幹事会の召集は幹事長が行ない、年三回以上、原則として過半数の幹事出席のもとに開催する。また、幹事長は幹事の三分の一以上の要求があつた場合は、臨時に幹事会を召集しなければならない。

第十五条 幹事会には幹事長一名、副幹事長二名、庶務・会計二名、その他、必要とする役職を置き幹事会の互選により選出する。

幹事会に常任幹事会を設ける。常任幹事会は幹事会の役職員

表彰規定

前文

本規定は日本大学三島高等学校同窓会規約第五章三十

二条に基き、その適用細則を定めたものである。

第一条

本会々員にして、社会的に顕著な業績をあげた者

に対し、所定の手続きを経て表彰することができる。

第二条

日本大学三島高等学校に在籍する者で、将来、國家社会に貢献し、母校及び本会の発展に寄与できる有為な人物及び団体に

対し、奨学金又は奨励金を支給することができる。

第三条

日本大学三島高等学校に在籍する者で、将来、國家社会に貢献し、母校及び本会の発展に寄与できる有為な人物及び団体に

対し、奨学金又は奨励金を支給することができる。

第四条

日本大学三島高等学校に在籍する者で、将来、國家社会に貢献し、母校及び本会の発展に寄与できる有為な人物及び団体に

対し、奨学金又は奨励金を支給することができる。

第五条

日本大学三島高等学校に在籍する者で、将来、國家社会に貢献し、母校及び本会の発展に寄与できる有為な人物及び団体に

対し、奨学金又は奨励金を支給することができる。

第六条

日本大学三島高等学校に在籍する者で、将来、國家社会に貢献し、母校及び本会の発展に寄与できる有為な人物及び団体に

対し、奨学金又は奨励金を支給することができる。

第七条

日本大学三島高等学校に在籍する者で、将来、國家社会に貢献し、母校及び本会の発展に寄与できる有為な人物及び団体に

対し、奨学金又は奨励金を支給することができる。

第八条

日本大学三島高等学校に在籍する者で、将来、國家社会に貢献し、母校及び本会の発展に寄与できる有為な人物及び団体に

対し、奨学金又は奨励金を支給することができる。

第九条

日本大学三島高等学校に在籍する者で、将来、國家社会に貢献し、母校及び本会の発展に寄与できる有為な人物及び団体に

対し、奨学金又は奨励金を支給することができる。

第十条

日本大学三島高等学校に在籍する者で、将来、國家社会に貢献し、母校及び本会の発展に寄与できる有為な人物及び団体に

対し、奨学金又は奨励金を支給することができる。

第十三条

日本大学三島高等学校に在籍する者で、将来、國家社会に貢献し、母校及び本会の発展に寄与できる有為な人物及び団体に

対し、奨学金又は奨励金を支給することができる。

第十五条 本会は日本大学三島高等学校同窓会と称する。

第十六条 本会の事務所は、これを日本大学三島高等学校内に置く。

第十七条 本会会員は、日本大学三島高等学校の卒業生をもつて正会員とし、現教職員および元教職員をもつて特別会員とする。

第十八条 本会は、母校建学の精神にのつとり会員相互の親睦と融和を図り、母校の発展興隆に寄与することをもつて目的とする。

第十九条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第五条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第六条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第七条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第八条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第九条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第十条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第十二条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第十三条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第十四条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第十五条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第十六条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第十七条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第十八条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第十九条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第二十条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第二十一条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第二十二条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第二十三条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第二十四条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第二十五条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第二十六条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第二十七条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第二十八条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第二十九条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第三十条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第三十一条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第三十二条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第三十三条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の親睦と融和をはかるための各種行事

二、母校の発展興隆に関する各種行事への協力・参加

三、その他、目的達成のために必要な諸行事

四、その他の、第五条によつて必要と認めた事項。

第三十四条 本会は、前条目的達成のために左の事業を行なう。

一、会員相互の